

もくじ

設立の趣旨	1
サポートの内容	2
サポート活動のシステム	3
会員について	4
サポート活動の流れ	5
①サポートの申込みについて	
②サポート活動の紹介について	
③事前打合せについて	
④サポート活動の実施について	
⑤活動報告書の作成・サポート料金の授受について	
⑥活動報告書の提出について	
会員としてのマナー	8
サポート料金等の基準	9
補償保険制度	11
ファミリー・サポート松田会則	15

設立の趣旨

ファミリー・サポート松田は
「子育てのサポートを受けたい方」と
「子育てのサポートを行いたい方」が、
自発性と責任性を持ちつつお互いに助け合うことで
安心して子育てができる環境づくりに
役立つことを願って設立されました。

サポートの内容

◎預かり

- ・ 保育園・幼稚園・小学校・学童保育の開始時間前や終了後
- ・ 保育園・幼稚園・小学校の行事、PTA活動、通院、冠婚葬祭、習い事、買い物、リフレッシュ、介護、就労、求職活動など保護者の外出時
- ・ 産前産後の安静時

◎送迎

- ・ 保育園、幼稚園、小学校、学童保育へ
- ・ 塾や習い事へ

◎その他

- ・ 上記の他にも、ファミリー・サポート松田事務局が認める範囲内でさまざまなサポートを行います。ぜひ、ご相談ください。

◎活動場所

- ・ 原則として支援会員の自宅、依頼会員の自宅、松田町子育て支援センター、又はファミリー・サポート松田事務局が安全と認めた場所において行います。

サポート活動のシステム

小さなお子さんを持つ保護者の方が安心して子育てができるよう地域の方々が互いに助け合っていくことを目指した会員制の組織です。

依頼会員に登録
(子育てのサポートを受けたい方)

※事務局にサポートを申し込みます

支援会員研修会に参加
→支援会員に登録
(子育てのサポートを行いたい方)

※事務局からサポートの紹介を受けます

事前打合せ

※ファミリー・サポート松田アドバイザーが立会います

サポート活動

サポート終了

※活動報告書の作成、サポート料金の授受、活動報告書の提出を行います

会員について

<p>依頼会員 (子育てのサポートを受けたい方)</p>	<p>町内に在住、在勤、在学、又は町内に子どもの通園・通学地等がある方で生後4か月から小学校6年生までの子どもの保護者の方</p>
<p>支援会員 (子育てのサポートを行いたい方)</p>	<p>町内に在住の心身ともに健康で、小さな子どもの育児や保育に理解と熱意があり、支援会員研修会に参加できる方</p>
<p>両方会員</p>	<p>依頼会員と支援会員双方に登録した方</p>

サポート活動の流れ

①サポートの申込みについて

- ・ 依頼会員は、サポートが必要になったときファミリー・サポート松田事務局に 電話又は来所して、サポートの申込みをしてください。
緊急の場合、サポートを引き受ける支援会員がみづかりにくいことがあります。先ずは、できるだけ早くご相談ください。

②サポート活動の紹介について

- ・ サポートの申込みを受けて、ファミリー・サポート松田事務局はただちに依頼内容に合う支援会員に連絡を取り、サポート活動の紹介をします。
支援会員は、条件が合いましたらサポート活動への協力をお願いします。
都合が悪い場合は遠慮なくその旨をお知らせください。

③事前打合せについて

- ・ 支援会員の了解を受けて、依頼会員にサポートを引き受ける支援会員が見つかったことを連絡し、ファミリー・サポート松田事務局は事前打合せの日時・場所を調整します。依頼会員は (注) 事前打合せ票 に必要事項を記入し、事前打合せ当日に持参します。

(注)事前打合せ票とは？

事前打合せを進める為に必要な連絡票です。緊急連絡先・お子さんの最近の様子・既往症・サポートに際してお願いしたいことなどを、予め保護者の方に記入していただきます。

- ・事前打合せはアドバイザーが立会い、原則としてサポート活動を行う場所で行います。サポート活動の日時・場所・依頼内容を十分に話し合ってください。
- ・同じ支援会員が前回と同様の内容でサポート活動を行う場合は、事前打合せを省略することもあります。但し、依頼会員が支援会員に直接連絡を取りサポート日時が決定したときには、依頼会員からファミリー・サポート松田事務局へ(注)サポート活動の連絡をしてください。連絡がない場合は、補償保険の適用になりません。

(注)サポート活動の連絡とは？

日時・場所・サポート内容を事前に連絡して、サポート活動が安全に行われるように、ファミリー・サポート松田事務局と依頼会員双方で確認します。

④サポート活動の実施について

- ・事前打合せで確認した内容にもとづいて、サポート活動を実施します。

⑤活動報告書の作成・サポート料金の授受について

- ・サポート活動終了後、支援会員は活動報告書を作成し依頼会員の確認印を受けた後、ファミリー・サポート松田会則13条の基準にもとづいてサポート料金の授受を行います。

⑥活動報告書の提出について

- ・支援会員は、活動報告書（3枚複写）の1枚目を1か月分まとめて、翌月5日までにファミリー・サポート松田事務局に提出してください。

（注）報告書の提出がない場合は、補償保険の適用になりません。

（注）報告書の提出とは？

報告書の提出により、依頼会員からの連絡の通りにサポート活動が安全に行われたことを、ファミリー・サポート松田事務局と支援会員双方で確認します。

会員としてのマナー

- ①本会の活動の趣旨を理解し、会則を守ってください。
- ②依頼内容（特に開始・終了時間）は必ず守ってください。依頼内容に変更が生じる場合は、ファミリー・サポート松田事務局に事前に連絡をした上で、支援会員に申し出てください。
- ③お互いの人格・プライバシーを尊重し、また、サポート活動により知り得た家庭の事情等を他にもらさないでください。
- ④依頼会員と支援会員が同等の立場でお互いに協力しながら、子どもにとって最も望ましい育児をする共同作業という意識を大切に、節度を守っての活動をお願いします。
- ⑤本会の設立・目的に反する行為があったときは、会員資格を喪失することがあります。

サポート料金等の基準

ファミリー・サポート松田会則 13 条に規定する
サポート料金の基準

1. 基本料金（子ども 1 人につき 30 分当たりの基準額）

月曜日～金曜日 7時～19時	350 円
土日祝日、年末年始と上記時間以外	450 円

※基本となる時間帯は7時～19時ですが、緊急の場合等はサポートが早朝・深夜にわたることもあります。原則として宿泊は行いません。

2. キャンセル料

前日 17 時まで	無 料
当 日	1 時間分の料金 (但し、30 分のサポートについては 30 分当たりの基本料金)
無 断 (予定サポート活動開始時間を 過ぎた場合)	予定サポート料金全額

3. きょうだい割引について

1人の支援会員に複数の子どもを預ける場合は、
2人目からの料金を半額とします。

4. 食事代等について

依頼会員が支援会員に食事・おやつなどを頼んだ場合は、実費を支払うものとします。(食事代300円、おやつ代100円を目安とします)

5. 交通費について

公共交通機関・タクシー等を利用した場合は
実費を支払うものとします。

補償保険制度

会員の皆さんに安心してサポート活動を行っていただく為に、会員登録と同時に

1. 「サービス提供会員傷害保険」
 2. 「賠償責任保険」
 3. 「依頼子ども傷害保険」
 4. 「研修・会合傷害保険」
- に加入します。この保険料は、松田町が負担しています。

1. サービス提供会員傷害保険

支援会員が、ファミリー・サポート松田事務局の紹介によるサポート活動中や、サポート活動の為に自宅から活動場所への往復途上（自宅との通常の経路）において、傷害を被った場合に補償するものです。

熱中症・細菌性食中毒・地震などの天災による傷害事故も補償対象です。

事由	補償額	備考
死亡	700万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 28万円～700万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	4,500円	事故日より180日以内を限度
手術	4,500円×所定倍率 （手術の種類により 10、20、40倍）	事故日より180日以内に傷害のために手術を受けた場合（1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります）
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

2. 賠償責任保険

支援会員が、サポート活動中の不注意や提供した飲食物等が原因で、第三者（依頼会員の子どもを含む他人）の身体又は財物に損害を与えたことなどにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額等を補償するものです。自宅と活動場所との往復途上における自転車事故も補償対象です。

保険の種類	支払限度額
施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	対人・対物合算2億円（1名・1事故） ※生産物賠償責任保険については、 保険期間中で2億円が限度
初期対応費用	1事故1,000万円 （対人事故に対する見舞金・見舞品 は被災者1名につき10万円が限度）
訴訟対応費用	1事故1,000万円
受託者賠償責任保険	1事故1,000万円

3. 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、サポート活動中に事故によって損害を被った場合に支援会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

熱中症、細菌性食中毒、地震などの天災による傷害事故も補償対象です。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 20万円～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率 （手術の種類により 10、20、40倍）	事故日より180日以内に傷害のために手術を受けた場合（1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります）
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

4. 研修・会合傷害保険

ファミリー・サポート松田事務局が主催する研修・会合中（交流会を含む）、研修・会合会場の往復途上（自宅との通常の経路）において、子どもを含む出席者が傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 20万円～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率 （手術の種類により 10、20、40倍）	事故日より180日以内に傷害のために手術を受けた場合（1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります）
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

お見舞金制度

依頼会員の子どもが、支援会員の家の財物を破損したり支援会員の子どもに怪我を負わせた場合などに、支援会員に対して10万円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。

ファミリー・サポート松田会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ファミリー・サポート松田という。

(事務局)

第2条 ファミリー・サポート松田は、事務局を神奈川県足柄上郡松田町松田惣領321番地1(松田町創生推進拠点施設内)に置く。

(設立趣旨・目的)

第3条 地域において育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者が、互いに自発性、責任性を持ちつつ、相互援助活動を行うことを通して、乳幼児及び児童をもつすべての者に対する子育てのための環境整備を図ることを目的とする。

(ファミリー・サポート松田の事業内容)

第4条 ファミリー・サポート松田は、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録などの組織づくり業務
- (2) 依頼会員への活動内容等の説明
- (3) 支援会員への研修
- (4) 相互援助活動の調整
- (5) 会員相互の交流、情報交換の場(交流会)の提供
- (6) サブ・リーダーの育成および定期的な情報交換
- (7) 関係機関等との連絡調整
- (8) 市民、関係者への広報活動
- (9) ファミリー・サポート松田の運営にともなう各種事務

(アドバイザー)

第5条 前項のファミリー・サポート松田の事業を行うため、事務局にアドバイザーを置く。

第2章 会員

(会の構成および会員の種別)

- 第6条 本会は、ファミリー・サポート松田の設立趣旨を理解する育児の援助を受けたい者および育児の援助を行いたい者をもって構成する。
- 2 育児の援助を受ける者を依頼会員という。依頼会員は町内に在住または勤務地・通学地又は子どもの通園・通学地等があり原則として生後4か月から小学校6年生までの子どもの保護者とする。
 - 3 育児の援助を行う者を支援会員という。支援会員は町内に在住の心身ともに健康で、積極的に援助活動ができる者とする。

- 4 依頼会員と支援会員双方に登録した者を両方会員という。

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとする者は所定の入会申込書（様式第1号・第2号）を提出し、ファミリー・サポート松田の承認を受けなければならない。
- 2 会員は入会に際して、ファミリー・サポート松田の実施する研修会または説明会を受けなければならない。
 - 3 ファミリー・サポート松田は、承認をした会員に対し、会員証（様式第6号・第7号・第8号）を発行する。

(退会)

- 第8条 会員は退会しようとする時は、その旨をファミリー・サポート松田事務局に連絡しなければならない。
- 2 会員は退会に際して、第7条により発行された会員証を返還するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は以下の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第6条第2項の対象者に該当しなくなったとき
- (4) その他、会員が本会の設立趣旨・目的に反する行為を行ったとき

(会員の義務)

- 第10条 会員は、本会を政治・宗教・その他営利目的等のために利用してはならない。
- 2 会員は、お互いの人格・プライバシーを尊重し、また活動により知り得た家庭の事情等を、他に漏らしてはならない。

第3章 援助活動

(援助活動の内容)

第11条 支援会員が行う援助活動は次のものとする。

- (1) 保育施設等の保育開始時まで子どもを預かること
 - (2) 保育施設等の保育終了後から子どもを預かること
 - (3) 保育施設等への送迎を行うこと
 - (4) 学童保育所終了後から子どもを預かること
 - (5) 学校の放課後、子どもを預かること
 - (6) その他、依頼会員・両方会員において子育て中に生じる臨時的、突発的事情に対し子どもを預かること。
(会員のリフレッシュ等も含む)
- 2 子どもを預かる場合は、原則として支援会員の家庭において行うものとする。ただし、依頼会員の家庭及び事務局が認める場所において行うこともできる。

(援助活動の実施方法)

- 第12条 依頼会員は、支援を必要とする場合はファミリー・サポート松田事務局へ援助の申し込みをするものとする。
- 2 依頼会員から援助の申し込みを受けたファミリー・サポート松田事務局は、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申し込みの内容にふさわしいと認められる支援会員に連絡する。
 - 3 依頼会員は、原則として依頼内容以外の援助を求めてはならない。また、依頼内容に変更が生じる場合は、事前にファミリー・サポート松田事務局に連絡すること。
 - 4 支援会員は、援助の実施後、活動の記録を活動報告書(様式第8号)に記入し、依頼会員の確認印を受けなければならない。
 - 5 支援会員は、前項の活動記録を1か月に1回、ファミリー・サポート松田事務局に報告するものとする。

第4章 利用料金および保険

(利用料金等)

- 第13条 援助活動終了後、依頼会員は、支援会員に対し定められた基準・方法に従って利用料金等を払うものとする。

(保険)

- 第14条 会員は、「ファミリー・サポート・センター補償保険」に一括して加入するものとする。

第5章 附 則

(施行期日)

本会則は、2006年平成18年7月1日から施行する。

本会則は、2018年平成30年5月1日から施行する。

本会則は、2019年令和元年10月1日から施行する。